

東洋學報 第十卷第二號

大正九年五月

三國史記の稱元法並に高麗以前 稱元法の研究（下）

小 田 省 吾

第四章 薨年稱元法と踰月稱元法及び踰年稱元法との關係

I、薨年稱元法と踰月稱元法との關係

已に第一章及び第二章に於て述べたる所に依り概括的に薨年稱元法と踰月稱元法との異同輕重に付て對比せむか、其の共通なる點は

- (1) 二者共に三國諸王各在位期間の出發點を決定する便宜法たること
 - (2) 其の適用に當りては共に若干事實を無視するの已むを得ざりしこと
- なるが、之が差別の點より見るときは

- (1) 薨年稱元法は第三章に示す前王十二月薨去の場合に於ける乙種の二特例（丙種の一例

は今暫く之を省くの外、三國の諸王に對し劃一に適用されたるを以て、其の範圍甚だ廣く、隨て前王薨去並に嗣王即位の兩事實が同一年内なることの明なる場合は勿論、其の他資料の缺乏する場合及び兩事實が一兩年若くは二三年を隔てたる場合に於ても同様に取扱はれたるものと想像すべく、原則適用の爲の事實を無視せる程度比較的大なり。

(2) 踰月稱元法は少くとも前王薨去の月明瞭なることを必要條件とし、而して前王薨去と同一年内に嗣王の期間を限定せむとする場合に限り適用せられたるものなるを以て、其の範圍極めて狭く、單に薨年稱元法適用上の補助たるに過ぎず。隨て之が適用上事實を無視するの程度も比較的小なり。

となり、二者の輕重大小主副の關係自ら判然たるべし。然るに従來往々にして三國史記に於て前王薨年と次王の元年とを同一年となすは踰月稱元の結果なりとし、恰も踰月稱元と薨年稱元とを同一視して説をなすものあるは甚だ奇怪なりと謂はざるべからず。現に踰月稱元法の適用せられたりと認むべきは、百十二王中僅かに前に掲げし二十四例に過ぎず。其の他は一切不明にして、踰月稱元法の適用し得ざる場合寧ろ多數なるべきに、三國史記年表には三國の諸王何れも皆其の元年を前王の薨年と同一としたり。之れ決して踰月稱元法適用の結果にあらざるは言を俟たずして明なるべし。されば前記の如き説をなす者は、全く主客を轉倒したるものにして、斯る見を以てしては決して三國史記稱元法の要訣を理解

し得べからずと信ず。是れ茲に一言を費す所以なり。

II、堯年稱元法と踰年稱元法との關係

堯年稱元法が器械的に各王の元年を其の即位の初年即ち普通に前王の末年と同一年となすが如く、踰年稱元法は器械的に各王の元年を其の即位の翌年となすものなり。されば器械的整理法たるに於ては二者同一なるも、其の紀年上の主義全く相反す。且又一は新羅以前の諸王の稱元に適用せらるゝを普通とし、一は高麗以後の諸王に用ひらる。一は支那並に朝鮮の學者の認めて以て正法となす所のものにして、一は其の變法たり。一は高麗時代の於て一般に行はれたる所にして、一は李朝に於て用ひらる。されば紀年上の主義應用の時代使用の時期等兩々全く同じからず。正に朝鮮史を通じて行はるゝ稱元法の二大原則たり。されば朝鮮歴代の稱元法を論ずるに當りては、堯年稱元法に對比するに必ず踰年稱元法を以てせざるべからざるや明なりとす。然るに從來踰年稱元法に對比して踰月稱元法を説き、三國史記稱元の骨子たる堯年稱元法に付き力説するものなきは甚だ當を得たりと謂ふべからず。

III、三國史記の稱元法は結局堯年稱元法なり

次に此處に辯じ置くべきは、三國史記が其の採りたる稱元法としては第一原則たる堯年稱元法第二原則たる踰月稱元法以外に、尙踰年稱元法をも採用したりや否にあり。

既に述べたるが如く、踰月稱元法は堯年稱元法適用の或る場合に限り必要なる補助法に

して、二者主副の關係にあるものとす。隨つて其の紀年上の主義よりして論ずれば、二者一にして二ならず。決して別箇の主義を遂行する上の手段方法にあらざるなり。されば其兩立並行して毫も扞格する處なきは怪むに足らず。之に反し、薨年稱元法と踰年稱元法とは其の主義全く相反して互に相容ること能はざるものなれば、此の兩種の稱元法が同一の撰者により同一種の史籍中に採用せらるゝが如きは、理論上より見て有り得べからざることゝす。且又之を其の實際使用せし時代より觀察するに、一は新羅一統以後高麗時代に於て使用せられたるものと推定すべく、第一章第二節參照、一は李朝以後の學者によりて用ひられたるを見る。殊に三國史記に於ては、金富軾等は踰年稱元の正たるを知るも、尙ほ當時一般の習慣に従ひ、權近によれば當時存在せし多くの古記録の例に倣ひ、此を捨て、彼を取り、態々先君終年に於て嗣王の元を稱するの必しも不可なき所以を同書中に辯じたる程なれば、同書の記事並に年表に於て各王の稱元を正すに當り、踰年の法を交へ用ゆるが如きこと萬々あるべき筈なし。然るに第三章に示せる前王十二月薨去の特例中、乙種の二例と丙種の一例とに於て、新羅第十三味鄒尼師、同第三十九昭聖王、及び高句麗第二十一文咨明王の元年が、夫々何れも前王薨去の翌年として、三國史記年表中に掲げられたるを見て、此の場合に限り踰年稱元の法に依れりと疑ふものなきにあらざるが如し。之れ甚だ謂れなきことにして、未だ充分究めざるの結果に外ならず。前記特例中乙種の二例に於て味鄒、昭聖二王の元年が前王薨去の翌年となりしは、偶々前王の薨去が十二月末日なりしたため自然踰年

と同一の結果を呈せしに外ならず決して踰年稱元法適用の結果にあらざるは既に之を辯ぜり(第三章參照)。又丙種の一例(文咨明王の稱元)は次章に述ぶる如く、之れ全く史記年表の誤謬と認むべきものなれば、當然改むべきものなりとす。

されば三國史記に於ては毫も踰年稱元法を交ふることなく、隨て同書の記事並に年表中、稱元に關し不統一の點あるを發見せず。全く薨年稱元法と踰月稱元法とを併せ用以第三章に述べたる例外を除きては最も劃一に之を適用したるに過ぎざるなり。而して前に言へる如く、薨年稱元と踰月稱元とは素と同一主義のものなれば、三國史記を一貫せる稱元法の主義としては、金富軾の所謂「以先君終年、卽位稱元」に外ならざるなり。

第五章 三國史記中稱元に關する記事の誤謬

余は前四章に於て、三國史記稱元法の第一原則は薨年稱元法にして其の副たるべき第二原則は踰月稱元法なること、並に前王十二月薨去の場合には第一原則並に第二原則適用の例外を存することを述べたり。次に順序として右二原則が遺憾なく正當に各王稱元の場合に適用せられたりや否やを検せざるべからず。而して余は調査の結果、前々章に掲ぐる前王十二月薨去の場合に於ける次王稱元の諸例中、丙種に屬する一例(長壽王薨去、文咨明王嗣立)を以て薨年稱元法適用に關する唯一の誤謬と認むるに至れり。前々章に於ては煩雜を避けむが爲め之が説明を省きたるも、本章に於て其の誤謬と認むる理由を陳述すべし。

第一節 文咨明王稱元に關する三國史記

年表の誤謬

本例は高句麗長壽王七十九年未辛十二月薨去し、別に同月最終日の日付を明記せざるを以て、前章甲種に屬する七例より推せば、嗣王文咨明王の元年をば辛未となすべき筈なるに拘らず、三國史記年表には文咨明王元年を其の翌年壬申に係けたるものとす。今之が理由を考ふるに左の二の假定説を想像することを得べし。

- (1) 長壽王の薨去は單に「七十九年未辛冬十二月王薨」と三國史記に記せども、之れ同月最終日の日付を脱漏し、若くは史記撰者が凡そ其の頃と思惟したるものにして、從て同書年表には前章乙種諸例と同様に嗣王文咨明王の元年を其の翌年壬申に係けしものなり。
- (2) 長壽王薨去は單に「七十九年未辛冬十二月王薨」とのみありて、前章甲種諸例の記事と選ぶ所なき故、嗣王元年も矢張甲種諸例より推し辛未となすべきを、年表に壬申と誤記せるものなり。

右二個の假定の何れが當れるやを判ずるには、先づ長壽王の薨去が果して十二月末日なりしや、又三國史記撰者が然か想定せりと認むべき理由ありや否やを決定せざるべからず。今之が研究をなす爲め、便宜上三國史記の記事を摘録すべし。

三國史記高句麗本紀長壽王の條に曰く、

七十九年未辛冬十二月王薨年九十八歲號長壽王魏孝文聞之制素委貌布深衣舉哀於東郊遣謁者僕射李安上策贈車騎大將軍大傅遼東郡開國公高句麗王諡曰康

同書文咨明王○長壽王に繼て立の孫なりの條に曰く、

元年壬申春正月三月魏孝文帝遣使拜王爲使持節都督遼海諸軍事征東將軍領護東夷中郎將遼東郡開國公高句麗王賜衣冠服物車旗之飾又詔王遣世子入朝王辭以疾遣從叔升于隨使者詣闕

右兩年に涉れる記事、一は即ち長壽王の贈冊、一つは即ち文咨明王の冊封に關するものにして、此の記事が魏書孝文帝紀並に高句麗傳に據りて書かれたるものなるは、既に先輩の示す所なるが東京帝國大學本三國史記註記、今試に同書高句麗傳を摘録すれば左の如し。

〔魏書卷一百高句麗傳〕太和十五年未辛薨死年百餘歲高祖舉哀於東郊遣謁者僕射李安上策贈車騎大將軍太傅遼東郡開國公高句麗王諡曰康

又遣大鴻臚拜璉孫雲使持節都督遼海諸軍事征東將軍領護東夷中郎將遼東郡開國公高句麗王賜衣冠服物車旗之飾又詔雲遣世子入朝令及郊丘之禮雲上書辭疾惟遣其從叔升于隨使詣闕嚴責之自此歲常獻

〔註〕璉は長壽王の諱、璉、雲は文咨明王の諱、羅雲の畧

此の魏書の文が殆ど三國史記の文と同一なるは一見明なる所にして、其の上下二段の記事をば、三國史記に於ては辛未と壬申の兩年に書き分けたり。そは

〔魏書卷七高祖孝文帝紀〕太和十五年辛未十月有二月癸巳日六班賜刺史以下衣冠以安定王休爲太傅齊郡王簡爲太保帝爲高麗王璉舉哀於城東行宮己酉日二十車駕迎春於東郊辛亥日二十四詔簡選樂官。

同十六年甲壬三月辛巳日二十以高麗王璉孫雲爲其國王。

（註）記入したる日付は三正綜覽に依る

とある兩年の記事に據りたること亦明なり。既に三國史記の文が魏書高句麗傳並に孝文帝紀に據りたること明なる以上は、當時此以外他に適當の史料なかりしことを示すものにして、隨て長壽王巨璉薨去の月日に關しては、矢張同一史料たる孝文帝紀十五年の文により之を下の如く推定せざるべからず。

1、三國史記に長壽王が辛未の歲冬十二月に薨ぜりと書するは、孝文帝紀太和十五年辛未有二月の條に帝高麗王璉の爲めに哀を擧ぐるの記事あるに依れるか、或は朝鮮側史料にも此の位のこととは明なりしならむ。

2、果して三國史記の撰者が太和十五年の記事により璉の薨去を十二月となせば、同條記載の順序より其の日取を十二月二十二日日西以前と見做すべきを當然とす、何となれば長壽王薨去の日次は朝鮮側史料になかりしと見えて、史記に之を缺き、魏書の日次亦一々信を置くべき限にあらざるも、癸巳日六と己酉日二十との間に高句麗王の爲め哀を城東に擧ぐる記事を掲げたるは、恰も此の頃、高麗より告訃請封の使に接したるものと見做

さざるを得ざればなり。

3、若し「帝爲高麗王璉舉哀云々」の記事の癸巳日六に係くべきものなれば、璉の薨去は之を魏都に報ぜらるゝ日數を見込みて十一月頃と斷ぜざるを得ず。

4、何れにしても長壽王巨璉の薨去は少くも辛未の歲十二月二十二日以前と推定すべきも、同月末日若くは其の頃と推定すべき理由に乏し。

此の如く三國史記の據りたる史料より、長壽王巨璉の薨去を以て十二月末日頃と見做さざる方寧ろ妥當なりとせば、三國史記長壽王七十九年十二月薨去の條に最終日の日付を脱漏し、若くは史記撰者が凡そ其の頃と推したるならむとの第一假定説は自ら破れ、本例は全く前章甲種に屬する七例より推し、該諸例と同様に取扱はるべきを當然となすべきに似たり。是に由て見れば、長壽王の薨年と文咨明王の元年とは共に辛未の歲となすべきを、三國史記年表に文咨明王元年をば壬申に係けたるは、年表製作の時の過誤なりとの第二假定説を正當なりと斷ぜざるを得ず。之れ實に三國史記中薨年稱元法適用に關する唯一の誤謬なるべし。

或は曰く、辛未十二月中旬頃高句麗王巨璉の訃が魏の朝廷に到着して魏帝之が爲に哀を擧げ、翌壬申三月に至り始めて嗣王羅雲を冊するは甚だ遅きが如し。故に羅雲の即位を壬申正月と認め、其の歲を以て同王の元年となしたるならむと。然れども之れ單に一種の想像に止まり、又頗る當を得ざる想像なりとす。何となれば高句麗王が北魏より「都督遼海諸

軍事征東將軍領護東夷中郎將遼東郡開國公高句麗王に封ぜられたるは長壽王廿三年に始まり、爾後文咨安藏安原の三王相繼で何れも即位の後、魏より同様の冊封を受けしが、安藏王の時は文咨王二十八年(薨月)に薨じて王位に即き、翌年三月頃(二月以後たること明なり)冊封を受け、安原の時は安藏王十三年夏五月薨じたるに、王は翌年春三月魏帝の冊封を受けたり。此等は長壽王辛未冬十二月薨じ、文咨明王立て、翌壬申春三月冊封を受けたるに比し、其期間長しと云ふとも決して短しと云ふべからず。然るに右同一例中、安藏安原二王の稱元は何れも前王薨年に於てし、獨り文咨明王の稱元を前王薨去の翌年となすは、決して封冊期間の長短によらざること明なり。此等諸例に考ふるも、史記の誤謬たるを知られざるにあらず。又長壽王の薨去が十二月末日より少しく前に當り、夫より若干日を隔てたる爲め、文咨明王の即位が自然翌年となりたりとの推測説の當らざるは、既に前々章に於て斷定したり。之れ本節に於ける長壽王薨去日の考證と相待つて、右斷定の益々理由あるを知るべし。されば史記年表の謬たるは到底動かす可からざるものと認む。

第二節 同例に關する東國通鑑の訂正と三國史記

記事の曖昧

李朝成宗の時徐居正等の撰したる東國通鑑は、其の三國時代の記事に關し、主として三國史記に據りしや言を俟たず。而して同時代各王の稱元も亦三國史記に據りしことは本篇

の緒言に於ても之を述べたり。試に東國通鑑の紀年と三國史紀の紀年とを對比するに、羅麗濟諸王の元年委く相合して一も相違するものなきも、獨り文咨明王の紀年に限り左表の如く相違し、隨つて同王在位年間の記事に兩書一年の差あり。

紀西		三國史記年表	東國通鑑
四九一	辛未	七十九年長壽王薨	七十九年長壽王薨文咨明王即位元年
四九二	壬申	文咨明王即位元年	二年
		(中略)	(中略)
五一九	己亥	二十八年文咨明王薨安藏王即位元年	二十九年文咨明王薨安藏王即位元年

之に依りて見れば三國史記は文咨明王の元年を壬申となすに拘らず、東國通鑑は斷然長壽王の薨年即ち辛未の歲とす。之れ通鑑の撰者が史記年表を誤認なりと認めて訂正したる

ものとす。其の理由に就ては同書別に記せざるを以て之を知る能はざるも、余は前項に述べし理由よりて此の訂正を以て當を得たりと信ず。尙茲に一言すべきは、三國史記記事の本例に限りて極めて曖昧なることなり。文咨明王の條に曰く、

文咨明王諱羅雲長壽王之孫。父子古鄒大加助多。助多早死。長壽王養於宮中。以爲太孫。長壽在位七十九年薨。

元年_{申壬}春。正月_申。三月_申。魏孝文帝遣使拜王爲使持節都督遼海諸軍事。征東將軍領護東夷中郎將遼東郡開國公高句麗王云云。

と右文中「正月」の二字は恐らく衍字なるべく、之れ亦本條に何か誤記なきやを疑はしむるものなり。されば東國通鑑が「元年春正月」を除き「春三月。魏遣使拜高句麗王爲使持節云云」として直ちに文咨王二年_{申壬}に係けたるは適當の處置と謂ふべし。蓋し該記事の壬申春三月に當ることは、魏書孝文帝紀太和十六年の記事(本節第一項引用文参照)によりて動かすべからざればなり。

之を要するに文咨明王の元年を長壽王薨去の翌壬申としたるは誤にして、一年を繰上げ辛未となすべく、同王在位間の紀年は東國通鑑に據るを正しと認む。

因に東史綱目の編者安鼎福は「稱元於先王之崩年。朱子謂於君臣父子之倫所害尤大。三國之君皆於薨年稱元。金氏反謂之得禮。權氏史略改舊史。踰年稱元。庶幾得春秋之義。然非實事。故今從通鑑。直書以著其失。」といひて通鑑の稱元に據ることを凡例に記載すれども、獨り文咨明王の稱元は通鑑の訂正に據らず。史記を襲蹈して壬申となせり。其の理由明ならず。

第六章 三國史記年表と三國遺事年表との關係

(三國遺事年表の稱元法と治世年數計算法)

三國史記卷二十九、三十、三十一に掲ぐる所の三國年表は、本篇諸章に於て三國史記年表と稱する所のものなるが、該年表は上來説述せし稱元法に基き、三國に於ける各王の紀年を對照表示せる所のものにして、此の時代の年表として最古の原據たり。然るに茲に又三國遺事卷頭に掲ぐる年表あり。之れ亦三國時代各王の紀年を對照表示するものなるが、其の組織頗る史記の三國年表と異なるを以て、動もすれば全く別種のものと思ひ、兩者の内容甚しく相違せるものゝ如く思惟する人なきにあらず。由て本章に於て兩者の一致せる諸點並に相違せる諸點を對比研究して其の關係を明にし、併せて三國遺事年表の稱元法並に各王治世年數計算法を論ぜんとす。

第一節 三國史記年表

I. 記載の様式

三國史記年表記載の様式は普通にして、一見何人にも明なるべく、別に説明を施すの必要なきも、次節に説くべき三國遺事年表と對比の便宜の爲め、此處に史記年表の一部を摘記すべし。

三國史記年表の一部摘録(三國の遺事年表には殺初の一部を関係するを以て) (對比の便宜上表特には祇摩尼師今の前後を摘録す。)

丙午	中國漢	新羅	高句麗	百濟	中國漢	新羅	高句麗	百濟
延平元年孝安帝崩(婆娑尼師今つづき)二十七	二十	(國祖王つづき)五十四	三十一	三十一	癸亥	二	七十二	四十七
丁未	永初元年	二十八	五十五	三十二	甲子	三	七十二	四十八
戊申	二	二十九	五十六	三十三	乙丑	四	七十三	四十九
己酉	三	三十	五十七	三十四	丙寅	五	七十四	五十
庚戌	四	三十一	五十八	三十五	丁卯	六	七十五	五十一
辛亥	五	三十二	五十九	三十六	戊辰	七	七十六	五十二
壬子	六	三十三	六十	三十七	己巳	八	七十七	五十三
癸丑	七	三十四	六十一	三十八	陽嘉元年	九	七十八	五十四
甲寅	元初元年	三十五	六十二	三十九	(中略)	二十	七十九	五十五
(中略)	八	三十六	六十三	四十	二十	二十一	八十	五十六
己未	六	三十七	六十四	四十一	甲戌	二十二	八十一	五十七
庚申	永寧元年	三十八	六十五	四十二	乙亥	二十三	八十二	五十八
辛酉	建光元年	三十九	六十六	四十三	丙子	二十四	八十三	五十九
壬戌	延光元年	四十	六十七	四十四	永和元年	二十五	八十四	六十
		四十一	六十八	四十五	(下略)	二十六	八十五	六十一
		四十二	六十九	四十六		二十七	八十六	六十二
		四十三	七十	四十七		二十八	八十七	六十三
		四十四		四十八		二十九	八十八	六十四
		四十五		四十九		三十	八十九	六十五
		四十六		五十		三十一	九十	六十六

II、記載の順序方法

一、最初に干支によりて年を逐ひ、中國の皇帝並に其の在位年間に於ける年號と年數とを各干支の下に記す。(中國皇帝の稱元は陰年法に依る)

二、次に新羅、高句麗、百濟を各段に別ち、之を中國の下に對照して各王の期間を年順に列記す。

三、前王の薨去と、次王の即位元年とは同一年干支の下に並記す。(即ち薨年稱元の原則に依る)
 四、各王元年は前王薨年と重なるを以て、其の在位年數は之を踰年稱元として算ふるに比し一年を加ふ。

右の外特記すべきことなし。只該年表に高句麗長壽王 次なる文咨明王の即位元年を長壽王の薨年^{辛未}の翌壬申に掲記せるの誤なることは、本篇第五章第一節に説く所の如し。

第二節 三國遺事年表

I、記載の様式

三國遺事年表記載の様式は、普通の年表に比し大に其の選を異にするを以て、先づ左に其の一部を摘録し、之を標本として説明を加ふべし。

三國遺事年表の一部摘録(三國遺事年表は新羅第六祇摩尼叱今以前を缺くを以て、此處に其の最初の部分並に他の標本となるべき部分を摘録す)

(摘録其一)

安漢 延平丙午	羅	麗	濟	洛	漢 延光壬戌四	羅	麗	濟	洛
------------	---	---	---	---	------------	---	---	---	---

永初丁未七	第六祗魯尼叱 姓一作祗味叱 王母也魯尼叱 夫人廢帝魯尼 王之弟魯尼叱 禮夫人魯尼叱 子立魯尼叱 二魯尼叱 滅晉質是魯尼 安康及押樂國 今尊山
元初甲寅六	
永寧庚申	
建光辛酉	
順帝	永建丙寅六 陽嘉壬申四
第七魯尼叱 今父魯尼叱 或魯尼叱 兄魯尼叱 王魯尼叱 禮夫人魯尼叱 之魯尼叱 夫魯尼叱 甲戌年立 十年	
永和丙子六	
漢安壬午二	
建康甲申	
第四蓋婁王已 建武三十八年立	

(摘錄其二)

漢	獻帝
羅	
麗	
濟	
洛	
漢	興平甲戌二 建安丙子四
羅	第十魯尼叱
麗	第十山上王
濟	第六仇首王 立王須向古 王之甲午 理二十年
洛	第二屠登王 后魯尼叱 立魯尼叱 金氏理

東晋	羅	麗	濟	洛	東晋	羅	麗	濟	洛
烈宗 寧康癸酉三					大元丙子廿一				
							第十八國壤王 名伊速、又於 只支、申立	第十五統流王 近仇首子、甲 申立	
						第十九廣開王 王名諒德、乙 辰立、治二十 一年	第十六辰斯王 統流王弟、乙 酉立、治七年	第十七阿華王 一作阿芳、辰 治斯子、壬辰 立	

II、記載の順序方法

今試に前節に掲記せる三國史記年表と、本節の三國遺事年表摘録其一とを比較せよ。一見兩者記載の様式大に異なるを以て、其の内容にも亦甚しき相違あるが如く思ふべし。然れども仔細に之を研究して其の記載の順序方法を悟るときは、双方毫も異なる所なきを發見すべし。遺事年表記載の順序方法即ち左の如し。

一、先づ最初の段に中國歴朝の帝王を掲げ各帝王即位期間中の年號を列記す。

二、其の年號列記の方法例へば下の如し。

安帝延平
午丙

は延平元年が丙午なることを示す。其の下に年數を記せざるは此の年號が其の年のみなることを示す。

三國史記の稱元法並に高麗以前稱元法の研究

永初末丁七

は永初が丁未に起り七年間なることを示す。(永初七年丁未の意にあらず)

元初寅甲六

は元初が甲寅に起り六年間なることを示す。(元初六年甲寅の意にあらず)

永寧申庚

は永寧が庚申に起り其の年限りなることを示す。

建光酉辛

は建光が辛酉に起り其の年限りなることを示す。

延光壬戌四

は延光が壬戌に起り四年間なることを示す。(延光四年壬戌の意にあらず)

其の他皆之に倣ふ

(以上安帝在位中の年號に付之を三國史記年表に對比するに毫も異なることなし)

三、中國の年號を基準とし、其の下に新羅、高句麗、百濟、駕洛國の各段を設け、此の四ヶ國の王を夫々第一、第二、第三等の順位に列記す。其の列記の方法下の如し。

(1) 各段の王名は何れも其の即位に該當する中國年號の下に在らしむ。

例

(安帝)永初末丁七 第六祇磨尼叱今、一作祇味………壬子立理二十二年

之は新羅第六祇磨尼叱今の即位が安帝の永初年間なることを示す。(永初七年即位の意

にあらざ、而して其の即位の歳は注記に壬子立とす。壬子は即ち永初六年にして三國史記年表と合す。

(順帝陽嘉^{申壬}四 第七逸聖尼叱今、父弩禮王……甲戌立、理二十年

之は新羅第七王逸聖尼叱今の即位が順帝の陽嘉年間なることを示す。(陽嘉四年即位の意にあらざ、而して其の即位の歳は注記に甲戌立とす。甲戌は即ち陽嘉三年にして三國史記年表と合す。

其の他の諸例皆之に倣ふ

(2) 同一年號内に即位せる各國の王は其の同一年號下に順次縦に列記す。

例せば前掲摘錄其二は、羅第十奈解尼叱今、歷第十山上王、濟第六仇首王、洛第二居登王が何れも漢獻帝建安年間に即位せしことを示す。而して各王即位の歳は奈解山上の二王につきては遺事年表之を缺くも、建安年中なることは三國史記年表と一致し、仇首王の甲午即ち建安十九年なることも亦合す。

(3) 同一年號内に同一國に於て二王以上交迭即位するものは其の同一年號下に順次横に列記す。

例せば前掲摘錄其三に於て、高句麗第十八國壤王及び第十九廣開土王が共に東晉烈宗三國史記年表には孝武皇帝曜とあり同一人なり(大元年間相次で即位したることを示し、又百濟第十五枕流王、第十六辰斯王、第十七阿莘王の三王も共に大元年間に相次で即位せしことを示すものなり。此の外同一年號間に四王を併記せる

例は唐文宗開成年間に在り。之を摘記すれば左の如し。

(唐)

(羅)

文宗 開成丙辰五

第四十三僖康王注記省略

第四十四閔哀王注記省略

第四十五神虎王虎は武字の忌諱 注記省略

第四十六文聖王注記省略

四、各王即位の歳は各王に關する注記に於て干支を掲げて「壬子立」「甲戌立」等の如く記し、以て當該年號間の何年に係るかを明にす。

五、各王の在位年間は矢張各王に關する注記に於て「理何年」又は「治何年」として示す。
例せば

(安帝)永初丁未七 第六祇磨尼叱今、一作祇味……壬子立、理二十二年

元初寅甲六

永寧庚申

建光辛酉

延光壬戌四

(順帝)永建丙寅六

陽嘉壬申四

に於て、新羅第六祇磨尼叱今の注記に「王子立」とあるは、即ち永初元年丁未より計へて同六年に即位せることを示し、理二十二年とあるは其の治世年數の二十二年なることを示し、隨つて元初、永寧、建光、延光、永建、並に陽嘉の一部は其の治世年間なることを示す。右にて三國遺事年表記載の順序方法を説明し得たりと信ず。次に進んで同年表と三國史記年表との異同關係に付き研究すべし。

第三節 三國史記年表と三國遺事年表との異同

以上二節に於て、三國史記年表と三國遺事年表との形式上の相異並に各年表記載の順序方法に付説明したり。由て次に之が内容に付兩々對比して其の關係を知るを要す。

I. 各王の稱元は兩年表相一致す

余が羅麗、濟三國各王の稱元等に關し、兩年表を比較して得たる所に就きて云へば、各王の即位年號並に干支は兩年表全く相一致す。彼の本篇第三章に於て特例として掲げたる、新羅味鄒尼師今、基臨尼師今、昭聖王、僖康王、高句麗次大王、故國川王、文咨王、百濟毗有王、武寧王、惠王の場合、前王十二月薨去の場合と雖も亦相同じ。然るに惟一、新羅第四十七憲安王の即位を、三國史記年表は唐宣宗大中十一年丁丑となし、三國遺事年表には、戊寅立、理三年とす。戊寅は即ち丁丑の翌年なるが、之れ恐らく遺事年表の誤謬ならむ。

因に三國遺事年表には新羅始祖より第五王まで、高句麗始祖より第六王まで、百濟始祖よ

り第三王までの間全く闕損し、該年表に記載せる諸王中、左に列記のものは其の即位の干支を缺けり(帝國大學本に缺字を填補せるものは今取らず)。故に實際史記年表と比較したるは三國諸王を通じて九十とす。

羅第八阿達羅尼叱今 第九伐休尼叱今 第十奈解尼叱今 第十一助賁尼叱今

第二十四眞興王 第二十五眞智王 第二十六善德王 第三十二孝昭王

麗第十山上王 第十一東川王 第十二中川王

II、在位年數の計算方法は相違す

右の如く羅、麗、濟三國諸王即位の年は遺事年表に記載あるもの、唯憲安王を除くの外悉く三國史記年表と相一致するに拘らず、此等諸王の在位年數につきては二者相異なるを發見すべし。

三國史記に於ける各王在位年數の計算法は、既に本篇第一章第二節に述べたる如く、各王即位の初年(即前王の末年)より起算して其の王の末年まで全部を計へ、其の儘或王在位何年と稱する例にして、此の法に従へば各王の末年は嗣王の元年ともなりて、常に二重に算入せらるゝものとす。然るに三國遺事年表各王の下に理何年又は治何年と注記せるは、即ち其の治世年數を示せるものなるも、之を三國史記年表の各王在位年數に比較するに何れも一年づゝ少し。是れ果して何に由るか。抑々踰年稱元法は各王即位の翌年を以て元年とし、元年より末年までを算へて在位年數となすの法なるにより、之に依るときは三國史記の

如く各王即位の初年を以て元年とし、之より起算して末年までを在位年數とするものに比して、常に一年の差を生ずべきは當然なり。然らば三國遺事年表亦踰年稱元法と同一計算法に依れりやと云ふに余は之に對して決して然らずと答へむとす。然らば遺事年表の治世年數計算法如何。即ち次項に述ぶる所の如し。

III、三國遺事年表の各王治世年數計算法

三國遺事年表中各王の治世年數は何れも「治何年」又は「理何年」として之を示せるは前に云へる如くにして、而して其の數字が常に三國史記年表の各王在位年數に比して一年の差あるを以て、遺事年表の各王治世年數は踰年法に依る在位年數と其の結果に於て相一致すること明なるを知るも、其の計算方法に於ては全く反對せるものなり。今之を立證する爲め左の二表を提出すべし。

甲 號

年 號	干支	三國史記年表	三國遺事年表
開皇十八	戊午	威德王薨 惠王即位元年	第二十八惠王 戊午立
十九	己未	二 惠王薨 法王即位元年	第二十九法王 己未立
二〇	庚申	二 法王薨 武王即位元年	第三十武王 庚申立、治四十一年
貞觀十五	辛丑	四十二 武王薨	

(濟 百)

三國史記の稱元法並に高麗以前稱元法の研究

乙 號

新)

(羅

(麗 句 高)

年 號	千支	三國史記年表	三國遺事年表
景元二	辛巳	十五年 沾解尼師今薨	第十二理 <small>一作沾</small> 解尼叱今 丁卯立、理十四年
三	壬午	味鄒尼師今即位元年	第十三末鄒尼叱今 壬午立、理二十二年
本康五	甲辰	(中 略)	
貞元十四	戊寅	十四年 元聖王薨	第三十八元聖王 乙丑立、理十四年
十五	己卯	昭聖王即位元年	第三十九昭聖王 己卯立而崩
十六	庚辰	二年 昭聖王薨 哀莊王即位元年	第四十哀莊王 庚辰立、理九年
元和四	己丑	(中 略)	
		十年 哀莊王薨	
永明九	辛未	七十九年 長壽王薨	第二十長壽王 癸丑立、治七十九年
一〇	壬申	文咨明王即位元年	第二十一文咨明王 壬申立、理十七年
(中 略)			
天監一八		二十八年 文咨明王薨	

右對照表に徴するに、甲號に示す所は稍極端にして、百濟の惠王は戊午に即位して翌年己未に歿し、法王は己未に即位して翌年庚申に歿したる例なるが、之を三國遺事年表には惠王を戊午立、法王を己未立とし、理年を何れも其の年限りとすより見れば、二王共に即位の歳の

みを以て在位期間とし、末年は之を次王の年に譲れるを明かに知ることを得べし。

乙號に示せる沾解、元聖、長壽の三王は、何れも十二月薨去の特例にして、三國史記年表に各嗣王の元年をば、前王薨去の翌年となすものなり。此の例に於ても遺事年表は味鄒、昭聖、文咨三王即位の干支を夫々史記年表と一致せしめたるに拘らず、三王の治世年數は何れも史記年表の各王在位年數より一年づゝ少し。已に此の三王即位の歲が前王薨去の翌年なることを認むる以上は、更に一年を踰えて前王薨去の翌々年より起算すること萬々之なく、必ず即位の歲より起算すべきを以て、斯く在位年數に一年の相違あるは、何れも次王の元年と相重なれる最後の一年を除きたるや明なるべし。

次に又三國遺事年表中、諸王の治世年數は悉く皆三國史記年表の在位年數より夫々一年づゝ少きに、乙號表に示せる元聖王の理十四年、長壽王の治七十九年の二のみは、何れも三國史記年表の在位年數と符合す。其故如何にと謂ふに、此の二王共に三國史記年表に於て其の嗣王の元年をば二王薨去の翌年となせる特例にして、元聖王は十二月廿九日薨去の爲めに、遺事また此の誤を襲踏せしなり。本篇第三章及第四章參照、隨つて二王の末年は何れも嗣王の元年と重なることなく、之を省くの必要なかりしに由るものとす。此の理由を以て推すときは、理解尼叱今(又沾解尼叱今十二月廿八日薨)も全く右と同一例なるに、理十四年とありて、乙號表參照史記年表の十五年と一年の差あるは、違例なるが如きも、之れ偶々遺事年

表の誤記に過ぎざるべし。即ち正當に謂へば理十五年とあるべきなり。

以上述ぶる所に依り、余は三國遺事年表各王治世年數の計算法を左の如く推定して差支なしと認む。

或る王の治世年數は即位の初年より始計し、其の王最終年の前年迄を算す。但し特別の理由により其の王の末年が嗣王の元年と重ならざるときは最終年をも加算す。

されば此の法は本篇の緒言に述べたる三法中の第二法に該當するものにして、三國史記年表と三國遺事年表と各王在位年數に一年の差あるは、普通の場合に於て、一は各王の末年をば次王の元年とし重複して計算すると、一は此の重複を避け各王の末年をば次王の元年に譲りたるの結果に外ならずして、却て其の根本に於ては二者相一致して異なることなきを知るべし。殊に前記長壽王の場合に於ける史記年表の誤謬までも其の儘襲蹈するを見れば、兩者の關係思半に過ぐるものあらむ。彼の踰年稱元法に伴ふ各王在位年數計算法も、畢竟前王の末年と次王の元年との重複を避くる一便法たるに過ぎず。然るに此(三國遺事年表治世計算法は即位の歳を計へて末年を省けるに彼踰年法に依る在位年數計算法は即位の歳を省きて末年を算入するを以て見れば、其の結果に於て二者同一なるも、方法に於ては相反對せるものと謂ふを得べし。

因に、三國遺事年表各王治世年數中、高句麗及び百濟諸王に關するものは、三國史記年表の在位年數より一年を減じたる數と一も抵觸するものなし。只新羅諸王の治世年數中、

左の五は一致せず。之れ遺事年表の誤謬と認む。

1、羅第十二理治一作解尼叱今、丁卯立、理十四年は理十五年の誤なるべし。

(理由)本文中に記述せり。

2、羅第十四儒禮尼叱今、甲辰立、治十五年は治十四年の誤なるべし。

(理由)三國史記年表に依るに、儒禮尼叱今の在位は甲辰より、戊午の十五年に互り、最後の一年は嗣王基臨尼叱今の元年と重なる故、末年を減じて十四年とすべし。

3、羅第二十五眞智王丙申立、治四年は治三年の誤なるべし。

(理由)三國史記年表に依るに、眞智王の在位は丙申より己亥の四年に互り、最後の一年は嗣王眞平王の元年と重なる故、末年を減じて三年とすべし。

4、羅第四十六、文聖王己未七月立、理十九年は理十八年の誤なるべし。

(理由)三國史記年表に、文聖の在位は己未より丁丑まで十九年に互り、最後の一年は嗣王憲安王の元年と重複する故、之を減ずべし。

5、羅第四十九憲安王戊寅立、理三年は丁丑立、理四年の誤なるべし。

理由)憲安王即位の歳は三國史記年表には丁丑とありて、即位の歳の異なる唯一の例なること前に即位の歳の條に述べたり。故に史記年表に従へば王の在位は丁丑より辛巳まで五年なれば、一年を減じて理四年となすべきなり。

又三國遺事年表の各王治世年數は即位の歳に關するものと同様、同年表に記されたる諸

王中左に列記のものは之を缺けり。由て實際史記年表と比較したるは三國諸王を通じて八十九とす。

羅第八阿達羅尼叱今 第九伐休尼叱今 第十奈解尼叱今 第十一助賁尼叱今

第二十六眞平王 第二十七善德王 第三十二孝昭王 第五十六敬順王

麗第十山上王 第十一東川王 第十二中川王 第十三西川王

濟第十五枕流王

IV、兩年表の關係につきての結論

以上諸項に於て三國史記年表と三國遺事年表との様式並に内容を比較したる結果を綜合すれば、

1、三國時代の諸王にして兩年表に掲載せらるゝものゝ即位の歲に關しては、九十の中單に遺事年表の誤記と認めらるゝ一例(憲安王)を除くの外、兩年表相一致す。

2、同在位年數に關しては、八十九の中遺事年表の誤謬と認むべき五例を除く外、他は皆史記年表の在位年數に比し一年の差あり。而して此の差は計算法を異にせる結果なれば、却て其の根本に於て相一致することを示すものなり。

の二に歸着するを以て觀れば、兩年表は其の様式に於て甚だ相異なれるも、其の内容に於ては何等異なる所なし。而して又三國史記の成るは三國遺事に先つこと百數十年の前にありたる事實に依りて考ふれば、遺事年表は恐らくは史記年表に依りて作爲したるものなり。

と斷言して不可なかるべし。

第七章 本篇と今西氏所説との相違點

余が今回の調査をなすに當り、嘗て今西助教授が本學報第二卷第三號に發表せられたる「朝鮮に於ける國王在位の稱元法」なる論文に依り啓發せられしこと頗る大なりき。又其の後今西氏の直接の示教を蒙ること少からざりしが、研究の結果は不幸にして右今西氏論文、中三國時代の部分(即ち三國史記關係の部分)の要旨と全然反對の結論に到達せり。由て兩々對比せむとする讀者の便を圖り、本章に於て本篇説述せし所の要點と、今西氏論文との相違を列記すべし。

一、今西氏論文には、「朝鮮に於ける國王在位の稱元法に二あり、第一「踰月稱元」第二「踰年稱元」なり。踰月稱元法とは前王薨去の翌月より新王の元年と改稱する法なるを以て、年より云へば前王の末年と新王の元年とは同一年なり。踰年稱元法とは前王薨去の年は之を全く前王の年とし、其の翌年より新王の元年と改稱する法なり」とありて、左の如く解せられざるにあらず。

a、前王の末年と新王の元年とを同一年となすは即ち踰月稱元法なり。

b、朝鮮に於ける國王在位の稱元法に付き、踰年稱元法に對するものは即ち踰月稱元法なり。

c、前王薨去の翌年より新王元を稱するは皆踰年稱元の結果なり。之に對し本篇に述べし所を擧ぐれば左の如し。

a、三國史記に於て前王の末年と新王の元年とを同一年として三國諸王の稱元を整理したるは、一般に薨年稱元法を適用したる結果にして、踰月稱元は其の一小部分の補助として與かりしに過ぎざるものなり。尤も踰月稱元適用の場合には必ず薨嗣同一年の結果となるも、薨嗣同一年となる場合が悉く踰月稱元適用の結果にあらず。現に三國時代諸王につきては、薨去の月等不明なる場合も多かりしなるべければ、實際踰月稱元適用の場合には極めて狭少なりしなり。(第一章第三節及第二章第四章參照)

b、踰年稱元法に對するもの即ち薨年稱元法にして、踰月稱元法にあらず。(第四章參照)

c、三國史記に於て前王薨去の翌年より新王元を稱するは十二月末日薨去の場合に於ける特別例外にして、決して踰年稱元適用の結果にあらず。(第三章及第四章參照)

二、今西氏論文には、三國時代の舊史籍の稱元法は踰月稱元法なりしが如しとあり。此處に踰月稱元法とは前王の末年と新王の元年とを同一年となすことを指せるが如きも、之に付ては前に云へるが如し。又三國時代の舊史と云へるは甚だ曖昧なるも、之に對する本篇の趣旨は下の如し。即ち日本書紀編纂の參考となりし三韓古記の類ならば、其の稱元法は不明なり。又三國史記編著の當時存在せし三國に關する古記録の類ならば、多くは權近の謂へるが如く先王の薨年を以て嗣王の元年となせしならむ。

三、今西氏論文には

『三國史記は三國時代に於て左の諸王は十二月に薨去せりとす

(1) 新羅沾解王 十五年未辛十二月薨、味鄒王位を嗣ぐ

(2) 高句麗長壽王 七十九年未辛十二月薨、文咨王位を嗣ぐ

(3) 新羅元聖王 十四年寅戊十二月二十九日薨、昭聖王位を嗣ぐ

以上三王に嗣ぎし味鄒王、文咨王、昭聖王等の踰月稱元は事實上踰年稱元となるを以て三國史記の踰月稱元法に依るも、前王の末年と新王の元年と歳を同じうすることなし、是だ。前王の薨去が十二月に起りしによるのみ。

とあり。殊に「是ただ前王の薨去が十二月に起りしによるのみ」と云へるは、前王十二月薨去の場合には、當然次王の元年が翌年一月以降となる如く解せられざるにあらざるも、之に對して本篇に於て研究せし結果は左の如し。

三國史記中前王薨去の場合は、今西氏の擧げられたる外尙七例あり。此の七例に於ては嗣王の元年悉く前王の薨年と同一年にして、數の上からして之を以て十二月薨去の場合に於ける最も普通の取扱と見做さざるを得ず。而して本篇に於ては其の取扱の理由として、十二月薨去の場合は踰月稱元法を適用する餘地なきを以て之が適用の例外と認めたり。之に反し今西氏の擧げられたる三例は十二月薨去の場合に於ける特例中の特例

にして、(1)(3)は前王薨去が十二月末日なりしたため、薨年稱元法適用の餘地なきを以て、之が適用の例外として取扱ひたる結果、自然次王の稱元が翌年となりたるものにして、(2)は全く史記年表の誤なりと認む。(第三章及第五章參照)

四、今西氏論文には

『東國通鑑が三國時代に限り三國史記の紀元法を採りしは甚だ佳なりと雖、此書前記十二月に薨せし三王の嗣王の元を建つるに頗る撞着せる法をとれり。

(1)沾解王に嗣ぎし味鄒王には前王薨去の翌月即一月より元を建てたり。(2)長壽王に嗣ぎし文咨王の元年は長壽王の最終の年即第七十九年と重ねたり。之がために文咨王代の紀年には通鑑と史記との間に一年の差あり。(3)元聖王に嗣ぎし昭聖王の建元は三國史記と同じ。味鄒、昭聖二王の建元は踰月法を採り、文咨王のみには踰年の法にもあらず亦踰月の法にもあらず、強て名づくれば踰月稱元法を此一王のみに限りて採れり。其不可なること勿論なり。然るに世上の年表書は此統一を缺きし不都合なる東國通鑑の紀年を其まゝ採用せるもの多し。』

と論じて東國通鑑の稱元法の不統一なるを難ぜられたるも、之に對して本篇の論旨は左の如し。

a、(1)(3)の二例は前にもいへる如く前王十二月末日薨去の特例なる故、薨年稱元法適用の例外とし、自然次王の元年が前王薨去の翌年となりたるにて決して別の主義によりて

「翌月即一月より元を建てたるに非ず。東國通鑑は三國史記の斯かる特別なる場合に於ける取扱方を其の儘は認したるものなり。」(第三章及第四章参照)

b (2)は長壽王の薨去が單に十二月薨とのみありて、魏書の文に依れば寧ろ十二月末日ならざるに近し。故に東國通鑑は前王十二月薨去の場合に於ける最も普通の例に準じて三國史記年表の誤を訂正したるなり。(第五章参照)

以上の理由により東國通鑑の取扱ひ並に訂正は何れも其の當を得たるものにして、決して撞着せる稱元法を取れるに非ず。

若し夫れ右兩々相違の廉に對する批判採擇は須らく讀者自ら之をなして可なり。(終)

元朝幹耳朵考 (中)

二 歴代幹耳朵に於ける后妃

元朝幹耳朵の主人は皇帝にあらずして后妃なりきとせば、歴世幹耳朵に於ける后妃の氏名と員數とを考ふること亦甚だ緊要の事に屬す。元史^{卷一〇六}后妃表に、